

MAGAZINE FOR QUALITY OF LIFE

MEDICAL



メディカル クォール

2019

4

APRIL

No.293

「シャルル＝フランソワ・ドービニー展 バルビゾン派から印象派への架け橋」は、東郷青児記念 損保ジャパン日本興亜美術館で4月20日（土）より開催される



シャルル＝フランソワ・ドービニー
《ヴァルモンドワの森の中(ル・ソスロン)》
1877年
油彩／カンヴァス
125×89cm
ポントワーズ、カミーユ・ピサロ美術館
©Musées de Pontoise

岩田めい達の医事放談
介護保険制度の問題点

医療構造改革の今日的課題²⁷

平成30年間の医療界を回顧する^①

医療保障政策研究21

トレンディ・レポート

同時改定で再編・統合が加速化する医療・介護提供体制
改定後のリハビリのあり方めぐり慢性期リハ学会がシンポ

医療変革期の病院経営戦略²⁴⁶

妊婦加算凍結

国際医療福祉大学大学院教授 武藤 正樹

スペシャル・レポート

「医師偏在対策」「医師確保計画」がスタートへ
「医師の地域偏在」で日医医療政策シンポ

特集

横浜市が医療ビッグデータを活用し、がんの実態を把握
独自データベースも構築し、根拠に基づく政策立案推進

徹底解説・医療経営ゼミナール

第82回 今年から大きく変わる制度

東日本税理士法人 副所長・税理士 坂田 茂

二〇一九年は、消費税が一〇%に引き上げられる改正だけでなく、働き方改革が医療機関でも施行されるなど、制度改正が多い年でもある。今回は本年施行される大きな改正内容を紹介したい。

○自筆証書遺言の方式緩和（一月）

一月一三日以降に作成する遺言書について、全文書手書きから、財産目録のパソコン作成が認められる。改正前の自筆証書遺言は文字通りすべて自分で書きさす必要がある負担が大きかった。

今回の改正では遺言書のうち財産目録の部分のみパソコン作成が認められ、不動産の登記事項証明書や預貯金通帳のコピーなどを添付して財産目録に替えることもできるようになった。ただし、偽造等を防止するため、財産目録や通帳のコピーにはすべてのページに自筆の署名・押印が必要である。

自筆証書遺言については保管についても改正される。これまでは自宅に保管するケースが多く、紛失や相続人による改ざんなどのリスクがあった。そのため、本年七月一〇日から法務局で保管する制度が創設される。

○消費税率据え置き期限（三月末）
三月末までの契約により一〇月一日以降も税率八%が適用される取り引きがある。

本年一〇月一日に消費税率が一〇%に引き上げられる。それと同時に軽減税率制度が実施されるが（飲食料や新聞）、経過措置として三月三十一日までに契約等をする、一〇月一日以降も旧税率八%が適用される取り引きがある。

①建物等建築の契約
三月三十一日までに売買・請負契約を締結すれば、譲渡・引き渡しが一〇月一日以降でも建築代金の税率は八%ですむ。

②増改築工事の契約
三月三十一日までに工事の契約を締結すれば、実際の工事が一〇月一日以降でも工事費用の税率は八%ですむ。ただし、四月一日以降に追加料金が発生した場合、その部分の税率は一〇%になる。

③事務所等の賃貸契約
三月三十一日までに賃貸物件等の契約を締結して九月三〇日までに入居していれば、一〇月一日以降も賃貸契約期間の終わりまでは賃料の税率は八%ですむ（たとえば、契約が二年間であれば、二年が終了するまで

は税率八%が継続）。

④書籍等の定期購読の契約
三月三十一日までに書籍や雑誌などの定期購読の契約申し込みをして九月三〇日までに代金を一括払いしていれば、一〇月一日以降の到着分の税率は八%が継続される。

○「教育資金の一括贈与の特例」と「結婚・子育て資金の一括贈与の特例」の適用期限が二年延長（四月）
両制度の適用期限が二年延長されたが、贈与を受ける側の前年の所得が一〇〇万円を超える場合は適用外になる。

この「教育資金の一括贈与の特例」と「結婚・子育て資金の一括贈与の特例」は、祖父母や父母から孫や子に、教育資金や結婚・子育て資金を一定の非課税枠までまとめて贈与できる特例である（表1、2参照）。

○働き方改革関連法の施行（四月）
四月から時間外労働の上限規制、有給休暇年五取得等がスタートした（表3参照）。これは医療機関でも無視できない法改正である。「時間外労働の上限規制」は、中小医療機関（資本金五〇〇万円以下または常勤職員一〇〇人以下）は二

○二〇年四月一日から施行される。時間外労働、つまり残業にはこれまで法的な上限はなかったが、本年四月から医師を除き、上限が設けられた。「年次有給休暇」については、従業員に年五日の有給休暇を取得させるよう医療機関に義務づけられた。適

用されるのは六カ月間継続勤務し全労働日の八割以上出勤した職員などで、多くの人が該当することになる。そして、医療機関が最低年五日の年休を取得させなかった場合、職員一人当たり最大三〇万円の罰金が処せられることになった。また、「労働時間の状況の把握」

については、医師についてもタイムカードの導入、出勤簿以外に労働時間の把握をする方法の導入などが要求される。

○消費税率据え置き期限（九月末）
一〇月以降に出張等の予定があれば九月末までのチケット購入をお勧め

めする。

消費税率一〇%引き上げに伴う軽減税率制度導入の経過措置として、九月三〇日までにチケット等を購入しておくことで得になるケースがある。航空券や鉄道の切符などのチケットを九月三〇日までに購入しておけば、その利用が一〇月以降でも税率は八%のままですむ。

・航空券、鉄道の切符など交通機関の運賃
・福利厚生目的のレジャーチケット

○自動車関連の減税実施（一〇月）
一〇月から自動車取得税が廃止され、環境性能割が導入される。自動車保有しているときさまざまな税金が課されるが、消費税率引き上げに伴い、自動車購入時、保有時等にかかる税金が減税される。

まず、購入時にかかる自動車取得税（購入価格の三%）が廃止され、「環境性能割」という燃費課税が導入される。燃費に応じて〇%から三%の税金が課されるが、二〇二〇年九月三〇日までは税率が一%軽減される。また、自動車を保有していると毎年かかる自動車税は税率が引き下げられ、最大で四五〇円減税される（軽自動車は据え置き）。

<表1>

| 教育資金の一括贈与の特例 | |
|--------------|---|
| 受贈者 | 30歳未満（受贈者の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、適用不可） |
| 贈与者 | 受贈者の直系尊属（父母、祖父母など） |
| 非課税枠 | 受贈者1人につき1,500万円（学校外の教育費は500万円まで） |
| 使途 | 教育資金（入学金・授業料などの学費や教育訓練給付金支給対象となる教育訓練の受講費。スポーツやお稽古ごとなど、学校外の教育費については受贈者が23歳に達した日の翌日以降に支払われるものは2019年7月1日以降対象外。） |
| 適用期限 | 2021年3月末までの贈与 |
| 契約終了 | 受贈者が30歳になった時。ただし、その時点で学校に在学しているか、教育訓練給付金支給対象となる教育訓練を受講している場合は、該当する期間がなかった年の12月31日または受贈者が40歳になる日のいずれか早い日に終了する。 |

<表2>

| 結婚・子育て資金の一括贈与の特例 | |
|------------------|---|
| 受贈者 | 20歳以上50歳未満（受贈者の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、適用不可） |
| 贈与者 | 受贈者の直系尊属（父母、祖父母など） |
| 非課税枠 | 受贈者1人につき1,000万円（結婚費用は300万円まで） |
| 使途 | 結婚資金（挙式・結婚披露費用、新居費用など）、子育て資金（妊娠、出産および子どもの医療費、幼稚園・保育園等の保育料やベビーシッター代など） |
| 適用期限 | 2021年3月末までの贈与 |
| 契約終了 | 受贈者が50歳になった時。残額はその時点で贈与があったとして贈与税の課税価格に算入する。 |

<表3>

| | 規制の概要 | 中小規模の医療機関 | それ以外の医療機関 |
|------------|--|------------------|------------------|
| 時間外労働時間の上限 | 原則として月45時間、年360時間等とする罰則付きの上限規制の導入 | 医師を除き2020年4月から施行 | 医師を除き2019年4月から施行 |
| 割増賃金率 | 月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を50%以上とする | 2023年4月から施行 | 既に施行済み |
| 年次有給休暇 | 10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年時季指定して与えなければならない | 2019年4月から施行 | 2019年4月から施行 |
| 労働時間の状況の把握 | 現認や客観的な方法等により把握しなければならない | 2019年4月から施行 | 2019年4月から施行 |